

## 令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会 議事録

■日 時 令和8年1月30日（金曜日）午前10時00分～午後0時50分

■場 所 対面及びオンラインの併用

### ■出席委員

片谷会長、山下第一部会長、宗方第二部会長、安立委員、荒井委員、飯泉委員、尾崎委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、水本委員、森川委員、保高委員、横田委員、渡部委員

### ■議事内容

#### 1 答申

「（仮称）府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに【騒音・振動】に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに【大気汚染】に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

#### 2 諮問

「（仮称）京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価書案

#### 3 受理報告

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

## 受 理 報 告 ( 1 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	墨田清掃工場リニューアル事業	令和 7 年 12 月 22 日
2 事後調査報告書	東京都市計画道路放射第 35 号線及び東京都市計画道路放射第 36 号線（板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目間）建設事業（工事の施行中その 1）	令和 7 年 12 月 8 日
	目黒清掃工場建替事業（工事の完了後）	令和 7 年 12 月 12 日
	西東京都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線（西東京市東伏見～北町間）建設事業（工事の施行中その 15）	令和 7 年 12 月 16 日
3 変 更 届	東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業	令和 7 年 12 月 12 日
	八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業	令和 7 年 12 月 19 日

令和7年度  
「東京都環境影響評価審議会」  
第11回総会  
速記録

令和8年1月30日（金）  
対面及びオンライン併用

(午前 10時00分 開会)

○石井アセスメント担当課長 定刻になりました。本日は東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただきありがとうございます。

本日の進行はアセスメント担当課長の石井が務めます。よろしくお願いたします。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち14名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、会長、よろしくお願いたします。

○片谷会長 それでは、ただいまから令和7年度東京都環境影響評価審議会第11回総会を開催いたします。

本日の会議におきましては、答申が2件、諮問が1件及び環境影響評価調査計画書の受理報告がございます。

議事に入ります前に、傍聴の方々を入室していただけてください。

なお、本会議の傍聴につきましては、通常どおりでございますが、傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっておりますので御了解ください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせいたします。本日の審議会の資料につきましては適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

○片谷会長 それでは、ただいまから、令和7年度東京都環境影響評価審議会第11回総会を開催いたします。

本日の会議の内容は、答申が2件、諮問1件及び環境影響評価調査計画書の受理報告がございます。

それでは、次第1でございますが、「(仮称)府中朝日町商業施設計画」の環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件は第一部会で審議していただきましたので、その結果につきまして、まず第一部会長の山下委員から報告をしていただくことにいたします。

では、よろしくお願いたします。

○山下部会長 山下でございます。よろしくお願いたします。

資料の1を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○石井アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

令和 8 年 1 月 30 日

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 山下りえ子

「（仮称）府中朝日町商業施設計画」に係る環境影響評価書案について  
このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「（仮称）府中朝日町商業施設計画」に係る環境影響評価書案について（案）

#### 第 1 審議経過

本審議会では、令和 7 年 6 月 30 日に「（仮称）府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

#### 第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

#### 【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音は、現況において休日・夜間の環境基準を上回る地点があり、また、関連車両の走行により交通量が増加することで休日・昼間の環境基準を上回る地点が生じることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

付表については御覧のとおりになります。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、私から審議の経過について御報告いたします。

本事業は、府中市朝日町三丁目の旧米軍の調布基地の跡地において、商業、サービス機

能を集積した生活利便性の高い施設を計画することで、周辺地域の社会経済活動の活性化、地域住民の生活の質の向上に寄与することを目的とするものです。

対象事業の種類は「自動車駐車場の設置」でございます。

本評価書案は、令和7年6月30日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民及び事業段階関係市長である府中市長及び調布市長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、「都民の意見を聴く会」は公述人の希望がなく、開催しておりません。

本件の審議に当たり、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

【騒音・振動】の意見ですが、本計画では施設の供用後において関連車両による交通量の大幅な増加が見込まれており、この影響により、計画地周辺の道路交通騒音は環境基準を上回る地点が生ずることが予測されています。

また、道路沿道には住宅や大学なども立地していることから、環境保全のための措置の徹底を求めることとしました。

以上で私からの報告を終わります。

○片谷会長 ありがとうございます。

では、ただいま部会長から報告していただきました内容につきまして、何か御意見等のある委員は御発言をいただきたいと思っております。

発言をされる際には、いつもどおりでございますが、最初にお名前をおっしゃっていただいて、御発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

今のところ挙手をされている委員はいらっしゃいませんが。

ほかに委員の方々から報告していただいた内容についての御意見等の御発言はありません。

んでしょうか。

(無し)

○片谷会長 特に御発言がないようございまして、挙手をされている委員もいらっしゃいませんので、ただいま部会長から報告していただきました報告内容もちまして審議会の答申とするということになろうかと思いますが、委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

特に挙手も御発言もございませぬので、部会長から報告していただいた内容をもって審議会の答申とするということで御了解をいただけたものとさせていただきますと存じます。

では、答申書を読み上げてください。

○石井アセスメント担当課長 では、答申を読み上げます。

7 東環審第43号

令和8年1月30日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案について(答申)

令和7年6月30日付7環総政第205号(諮問第565号)で諮問があった、このことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読しました案文と同じでございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

ただいま朗読されましたとおり知事に答申することにさせていただきますので、御了解ください。ありがとうございます。

では、続きまして、「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行うことにいたします。

この案件につきましても、第一部会で審議していただきましたので、その結果につきまして第一部会長の山下委員から報告をしていただくことにいたします。

お願いいたします。

○山下部会長 山下です。よろしくお願ひいたします。

資料2を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめた答申案文について、事務局から朗読してください。

○石井アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

令和 8 年 1 月 30 日

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 山下りえ子

「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について（案）

## 第 1 審議経過

本審議会では、令和 6 年 10 月 21 日に「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

### 【大気汚染】

世田谷清掃工場では、排ガス漏洩による建物内のダイオキシン類汚染が懸念されていることから、ダイオキシン類を含むばいじん等の事前除去方法について、周辺住民への周知・説明を十分に行うとともに、既存建築物解体時における粉じん飛散防止対策について徹底を図ること。

付表については御覧のとおりになります。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、私から審議の経過について御報告いたします。

本事業は、世田谷区大蔵一丁目の世田谷清掃工場において、既存の清掃工場を解体撤去し、最新の設備を有する清掃工場の建設を行うものです。

対象事業の種類は「廃棄物処理施設の設置」でございます。

本評価書案は、令和 6 年 10 月 21 日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における5回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして都民及び事業段階関係区長である世田谷区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、「都民の意見を聴く会」を令和7年11月5日に開催し、3名の方の公述がありました。

本件の審議に当たり、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

本事業が最新の設備を有する清掃工場の建替えを行うものであるということに鑑みまして、【大気汚染】について次のような意見を付すことになりました。

世田谷清掃工場では、過去にダイオキシン類を含む排ガスの漏洩事故があり、「都民の意見を聴く会」でも工場等の解体でダイオキシン類に汚染された粉じんの飛散を危惧する意見があり、建替事業に対して周辺住民が不安を抱いています。

世田谷清掃工場は、近隣住宅地、公園に近接する立地にあるので、本事業を行うに当たっては、これら住民が抱く不安について十分に留意し、粉じんの飛散防止対策を徹底することとともに、施工時の安全性の確保について周辺住民に対して十分な説明を果たすことを求めることといたしました。

以上で私からの報告を終わります。よろしく申し上げます。

○片谷会長 ありがとうございます。

ただいま山下部会長から報告をしていただきました内容につきまして、委員の皆様方から何か御意見等の御発言がありましたら承ります。

また、これもいつもどおりですが、発言をされる際には最初にお名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

(無し)

○片谷会長 特に今のところ挙手をされている委員はいらっしゃいませんが、よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようでございますので、ただいま部会長から報告していただきました内容をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、その扱いでよろしいでしょうか。

特に御異論はないものと認められますので、そのように、今報告いただいた内容に沿って審議会の答申とするということにさせていただきたいと存じますので、御了解ください。

それでは、答申書を読み上げていただくようお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

7 東環審第42号

令和8年1月30日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案について（答申）

令和6年10月21日付6環総政第365号（諮問第559号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読しました案文と同じでございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読していただきましたとおりの内容で知事に答申することといたします。御了解をお願いいたします。

それでは、続きまして、次第の2番にございます諮問に入りたいと存じます。

事務局から諮問案件についてまず説明をしてください。

○石井アセスメント担当課長 資料3を御覧ください。諮問文でございます。

それでは、朗読します。

7 環総政第616号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和8年1月30日

諮問第572号「(仮称)京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価書案

以上になります。

○片谷会長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件でございますが、「(仮称)京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様は、よろしく御対応のほどお願いいたします。

○山下部会長 はい。

○片谷会長 では、まず、事業者の方々を御出席させていただきたいと存じます。

事業者の皆様方を会議場内に御案内してください。

(事業者入室)

○片谷会長 皆さんおそろいでいらっしゃいますか。本日は御多忙の中、当審議会においてくださいますありがとうございます。

早速、諮問案件の概要につきまして説明を受けるのですが、説明をされる事業者の方は冒頭で自己紹介を代表の方にしていただきまして、併せましてほかに御出席いただいている方々についても続いて御紹介をいただくようお願いいたします。

その自己紹介等が終わりましてから諮問案件の内容について御説明をしていただくことにさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○事業者 京王重機整備株式会社でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

本日、私どもの北野工場の建替えということで環境影響評価書案を提出したということで審議をお願いしております。よろしくをお願いいたします。

○事業者 同じく京王重機整備と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

○事業者 同じく京王重機整備でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事業者 同じく京王重機整備と申します。よろしくをお願いいたします。

○事業者 アセスメントをお手伝いさせていただいております環境管理センターです。よろしくをお願いいたします。

○事業者 同じく環境管理センターと申します。よろしくをお願いいたします。

○事業者 同じく環境管理センターと申します。よろしくをお願いいたします。

○片谷会長 準備がよろしければ、御説明を始めていただくようお願いいたします。

○事業者 それでは、環境管理センターから環境影響評価書案の概要を御説明させていただ

きます。よろしくお願いいたします。

評価書案のページとともに御説明いたします。

まず1ページ目からよろしくお願いいたします。

評価書案の1ページ目、事業者の名称、先ほど御紹介ありました京王重機整備株式会社でございます。

対象事業の種類は「工場の設置」となっております。

本事業は、東京都八王子市長沼町に位置する京王重機整備株式会社の北野工場において、既存の工場及び同一敷地内にあり、他所へ移転する予定の子会社、東京特殊車体株式会社の工場を解体し、京王重機整備株式会社のみ新たな工場棟を建設しまして工場再編を図る計画でございます。

対象事業の概略は表3-1のとおりでございますが、主要な建物としましては第1工場と第2工場が大きな建物となっております、建物の最高高さはGL+約15m、地上2階建てを計画しております。

続いて、飛んでいただきまして11ページでございます。

対象事業の目的でございます。

既存工場は1965年から稼働しておりまして、京王電鉄株式会社やその他全国の鉄道事業者から車両の整備、保守、改造工事を受注しております。

本事業では狭隘で老朽化した既存工場を解体し、新たな工場棟を建設することにより整備能力の向上を図り、全国の鉄道事業者の増大する需要に対応し、公共交通機関の維持と発展に寄与することを目的としております。

続いて、12ページでございます。

計画地の位置図となります。

計画地は八王子市の東端付近に位置しておりまして、近隣の西側には都道長沼北野線、東側には河川、浅川などが存在しております。

続いて、13ページ目が計画地の空中写真でございます。

めくっていただきまして、14ページ目が用途地域図でございます。

計画地の用途地域は計画地の全域及び隣接する北側が工業地域、南西から南東側が住居系の用途地域となっております。

次に15ページ目、既存の工場、解体予定の建築物の概要がこちらでございます。

詳細は表6.2-1に示すとおりでございますが、先ほど御紹介した東京特殊車体株式会社

と京王重機整備株式会社の主要な建物を解体し、新たに工場用の用地を確保する計画でございます。

めくっていただきまして、16ページ目が現況の施設配置図でございます。

オレンジ色の建物が東京特殊車体、灰色の建物が京王重機整備でございます。これらの建物を全て解体しまして建設用地を確保いたします。

次、17ページでございます。

こちらが将来の施設配置図となります。

画面の左側に第1工場、画面の右側に第2工場を建設しまして、併せて周辺の緑地等を整備する計画としてございます。

続いて、18ページ目が概略断面図でございます。

第1工場、第2工場のいずれも地下階はなく、基礎底は最大でGL-3m程度を計画してございます。

続いて、19ページ目が完成イメージ図でございます。

南西方向からの鳥瞰図となっており、第1工場の屋上には太陽光発電施設を設置する計画でございます。

続いて、20ページ目からが施設の概要、実際の作業内容を整理したところでございます。

まず第1工場では、主に鉄道の台車、輪軸、冷房機などの定期検査を行います。こちらは車両丸ごとではなく、鉄道の車輪の部分や冷房機の部分などパーツを搬入しまして、整備、検査した上で搬出するという流れになってございます。

めくっていただきまして、21ページ目でございます。

こちらは第2工場ですが、第2工場では現役車両のリニューアル工事、再生工事などを行う計画でございます。こちらは車両を丸ごと搬入して作業する場合もございます。

その下はエネルギー計画でございます。

本事業において使用するエネルギーは電気、都市ガス及び軽油を予定しております。電気については工場全般、加工機械、検査機械、空調設備、照明設備等、都市ガスについては各種ボイラーや給湯設備等で使用する計画でございます。

なお、軽油は非常時のみ使用する計画となっております。

続いて、めくっていただきまして22ページ目でございます。

給排水計画で、上水については東京都水道局から、下水などの排水は公共下水道へ放流する計画でございます。

河川などの公共用水域への直接排水はございません。

続いて、23ページ目が緑化計画でございます。

緑化計画としまして、本事業では緑化面積2,518㎡、環境施設は783㎡を確保する計画で、現況の緑地面積664㎡に対しまして3倍程度植栽する計画となっております。

めくっていただいて24ページが各種法令との比較、具体的な数値でございます。

こちらは上の表から工場立地法、東京における自然の保護と回復に関する条例、八王子市緑化条例で、それぞれ各法令の基準を満足できる緑地計画としてございます。

続いて、25ページ目をお願いいたします。

これは施工計画となります。

全体の工事計画は54か月、2027年から2031年までの工事を計画しております。原則として作業は8時から18時、日曜日と祝日には工事を行わない計画としております。

めくっていただいて26ページ目が工事のステップ図でございます。

図が小さいですが、各図面のまず左側の建物、計画地内左側にあります建物を解体し第1工場を新築いたします。続いて、計画地内の右側にある建物を解体し第2工場を新築、最後に外構工事等を行うという計画としております。

続いて、27ページが施工方法でございます。

施工方法については一般的な建設工事となりますので、仮設工事、解体工事、地盤工事、基礎工事と順次進めてまいります。特殊な工法等は予定しておりません。

続いて、28ページ目が工事用車両の主要な走行経路でございます。

こちらは既存工場と同様に、計画地の西側にあります正門をメインの出入口としまして、必要に応じて東門や南門も活用する、サブ路線として使う計画としております。

めくっていただきまして29ページ目の廃棄物処理計画でございます。

工事中の廃棄物につきましては各種法令に基づいて適切な発生抑制、分別、再利用等に努める。解体する建物については、アスベスト調査を事前に行い、適切に処理するといった計画としております。

続いて、30ページが供用計画でございます。

先ほどの第1工場は2029年に、第2工場は2030年から供用開始を予定しており、稼働時間はいずれも平日の8時半から17時半を計画してございます。

その下は関連車両計画でございます。

走行経路につきましては先ほどの工事中と同様で、西側にあります正門をメインの出入

口と計画しております。

台数としては、将来的な関連車両の台数は大型車が約22台/日、小型車が約20台/日を計画しており、既存工場と比較しますと、大型車が7台増加しますが、小型車は10台減少するという計画となっております。

めくっていただいて31ページが関連車両の走行経路でございます。工事用車両のルートと同様でございます。

続いて、32ページが駐車場計画となります。

駐車場につきましては将来的に24台の平面駐車場を整備する計画としております。

その下、廃棄物処理計画、供用時における廃棄物につきましては、工事中と同様に、関係法令に応じた3R、適正処理に努めてまいります。

下段のところは地球温暖化防止計画でございます。

太陽光発電設備の設置、高効率設備機器の採用、緑地の確保など、これらの措置を講じて温暖化防止に努めてまいります。

飛んでいただきまして54ページ目、環境影響評価の項目でございます。

本事業では大気汚染、悪臭など11項目について調査、予測評価を実施しております。

続いて、55から57ページで選定した理由と選定しなかった理由を御説明させていただきます。ここは読み上げに近い形となります。

まず大気汚染ですが、工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う排出ガスによる影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定いたしました。

予測する事項としては、建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）及び工場車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）としてございます。

工事の完了後におきましては大気汚染防止法のばい煙発生施設や、環境確保条例で規制対象となるばい煙施設を設置しない計画であります。また、塗料や有機溶剤は一部使用するものの、こちらも、揮発性有機化合物の排出施設に該当するような規模ではないということから、施設の稼働に伴う大気質は予測する事項として選定してございません。

また、先ほどお伝えしました本事業の関連車両の台数としましては、大型車が約22台、小型車が約20台程度ということで、現況とほぼ同様の数字ということもありまして、駐車場の利用に伴う大気質及び関連車両の走行に伴う大気質は予測事項として選定してございません。

続いて悪臭の項目です。施設の稼働に伴う臭気の発生により、周辺の環境への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定しております。

予測する事項としては、施設の稼働に伴う臭気の程度としております。

なお、工事の施行中につきましては、周辺の生活環境に影響を与えるような悪臭が出る工事は行わない。既存の塗装作業所の解体工事に当たっては、シート養生等、臭気対策を実施するということから、工事の実施に伴う臭気については環境影響評価の項目としておりません。

続いて、騒音・振動です。工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音・振動が考えられることから、環境影響評価の項目として選定しております。

予測する事項は、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、また、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動としております。

なお、工事の完了後における設備機器については、本工場は夜間の稼働がなく、各種設備機器も屋内設置を基本とする計画であることから、施設の稼働に伴う騒音・振動、低周波音は予測する事項として設定しておりません。

駐車場利用、関連車両の走行につきましては、大気と同様で、こちらも選定しておりません。

続いて、土壌汚染です。計画地内には下水道法及び水質汚濁防止法に基づく特定施設が存在し、過去に有害物質の使用履歴も確認されていることから、環境影響評価の項目として選定しております。

予測する事項は、汚染のおそれのある土壌の掘削・移動等に伴う影響の内容及び程度としております。

工事の完了後は、将来的に有害物質の利用は計画されておらず、新たな土壌汚染が発生するおそれはないことから、施設の稼働に伴う土壌汚染は選定外としております。

めくっていただいて56ページでございます。

地盤の項目では、計画地の東側に浅川が流れており、計画地周辺は地下水が浅いところに位置していると考えられることから、工事の施行中における掘削工事に伴う地盤の変形、地下水の水位、流況の変化による地盤沈下、また、工事の完了後においては、地下構造物の存在に伴う地下水の水位、流況の変化による地盤沈下が考えられるため、環境影響評価の項目として選定しております。

予測する事項は、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度、掘削工事に伴う地下水の

水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度としております。

なお、地下水については現況から地下水のくみ上げを行っておりますが、現況から揚水量の増加はないという計画でございますので、地下水の揚水に伴う地下水の推移及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度については予測する事項としておりません。

続いて、水循環でございます。地盤と同様でございますが、工事の施行中における掘削工事に伴う地下水、それから、工事の完了後における地下構造物の存在に伴う地下水及び流況、それから、土地の改変に伴う表面流出量の変化による水循環への影響が考えられることから、環境影響評価の項目としております。

予測する事項としては、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度としております。

続いて、日影でございます。今回計画建築物の出現に伴い、周辺地域の日照環境の変化が考えられることから、環境影響評価の項目として選定しております。

予測する事項は、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度としております。

なお、計画建築物は地上2階建て、最高で約15m程度の高さであり、計画地の北側には特に保育施設、教育施設、福祉施設、公園等といった特に配慮すべき施設等が近接していないことから、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度については項目を選定しておりません。

続いて、景観でございます。工事の完了後における計画建築物の出現に伴い、景観構成要素、地域景観の特性の変化、眺望の変化が考えられることから、環境影響評価の項目として選定しております。

予測する事項は、主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度としております。

続いて、自然との触れ合い活動の場です。計画地周辺地域におきましては公園やサイクリングコース等が分布しておりますので、工事の施行中における工事用車両の走行に伴う利用経路に与える影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定しております。

予測する事項は、工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に

与える影響の程度としております。

なお、計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しないことから、消滅の有無または改変の程度については予測する事項としておりません。

めくっていただきまして、57ページ目でございます。

廃棄物の項目では、工事の施行中における解体撤去、建設工事等に伴う廃棄物及び建設発生土の排出、工事の完了後においては、施設の稼働に伴う廃棄物の排出が考えられることから、環境影響評価の項目として選定しております。

予測する事項は、解体撤去、建設工事等に伴う廃棄物及び建設発生土の種類ごとの排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分の方法、施設の稼働に伴う廃棄物の種類ごとの排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分の方法としております。

最後の項目、温室効果ガスにつきましては、工事の完了後における施設の稼働に伴うエネルギー使用により温室効果ガスの排出が考えられることから、環境影響評価の項目として選定しております。

予測する事項は、施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量またはエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度としております。

58ページ目が選定しなかった項目とその理由でございます。

項目として選定しなかったものとしては水質汚濁、こちらは工事排水、また、工場排水は公共下水道へ放流する計画であることから選定しておりません。

地形・地質につきましては、計画地は平坦な地形であり、特異な地形・地質は含まれていないため選定しておりません。

生物・生態系につきましては、既存工場の建替事業でありまして、既に人工改変地でありますので選定しておりません。

電波障害と風環境につきましては、建物の最高高さが約15mと既存建物と同程度であることから選定しておりません。

史跡・文化財につきましては、計画地内及び周辺に指定文化財、埋蔵文化財がないことを確認しており、こちらも選定しておりません。

以上が事業計画の概要と項目選定になります。

ここで戻っていただきまして、9ページ目、10ページ目、調査計画書からの修正の経過及びその内容の概要も御説明いたします。単純な誤記や事業の深度化に関するものは省かせていただいて、主要なものを御説明いたします。

評価書案で行きますと1ページ、事業計画の具体化に伴いまして、第1工場及び第2工場の建築面積、延べ床面積を調査計画書の段階から変更し、また、新正門受付所を第1工場内に移設し、排水処理施設についても移設する計画としました。

また、緑化計画、通路、車両面積等を項目に加えております。

補足ですが、調査計画書の段階では正門の受付所を個別の小さい建屋で計画しておりましたが、こちらは第1工場内に含むような、一体化させるような計画と変更しています。

排水処理施設も既存のものをそのまま残す計画としておりましたが、これも老朽化していることから、今回改めて建て直すという計画にしております。

続いて、評価書案で18ページでございます。

地質に関する事前検討を行いまして、建物の基礎構造を最適化し、概略断面図を修正いたしました。

こちらは計画書では、杭を安全を見て20mほど打つという計画としておりましたが、事前の地質の検討、測定等によりまして、3m程度で十分強度を確保できるということで、こちらは影響低減する方向の変更となっております。

そしてその下、給排水フローや緑化計画等も内容を更新かけておりますが、32ページ目です。駐車場計画につきましては、こちらでも事業計画の具体化に伴い、将来の駐車場台数を10台から24台へと14台増加する計画に変更しております。

続きまして、同じ32ページで、地球温暖化防止計画でございます。こちらは計画書のときの環境影響評価審議会での御意見等を踏まえまして、地球温暖化防止計画により具体的なものを追記しております。

また、8章で62ページでございます。

大気汚染の項目で、現地調査を実施する際、調査計画書で予定していた地点付近におきまして路上駐車が見られまして、調査への影響が懸念されたため、同じ道路の延長上、約50m程度移動した時点で実施しております。

めくっていただきまして評価書案の10ページの表、表5-1(2)の御説明です。

騒音・振動、評価書案では124ページですが、現地調査を実施する際、計画していた地点付近に路上駐車が見られ、こちらでも大気と同様、調査への影響が懸念されたため、同じ道路延長上の約50m移動した地点で実施しております。

同じく142から177ページの記載ですが、知事意見を踏まえまして、本事業では段階的に建替えを行う計画であり、施工場所や工種が異なること、また、住宅や福祉施設が近隣に

存在している地点もあることから、主な工事段階における環境への影響が最大となる時点及び地点を適切に把握し、予測評価を評価書案に記載してございます。

続いて、景観の項目で、249ページに関しましては、調査地点No. 5につきまして、計画建築物への見通しがよく、より景観の変化が確認できるように、同じ道路の延長上約50m移動した地点で測定、写真撮影を行っております。

同じく景観の258ページに関しましては、事業計画の具体化に伴いまして、計画地内に現存する緑の中でも地域住民に親しまれている既存の高木、桜を残す計画に変更いたしました。

また、評価書案、本書の作成時点では高木の配置等の詳細計画が未定であることから、景観のモニタージュの作成に当たっては、新しく植える高木は描写せずに、既存の残す予定の高木をモニタージュ上に描写するという方法としております。

そのため、予測の対象時点の書きぶり、文言が少し変わっております、「工事の完了後とし、植栽樹木の生育が安定した時点」から、「工事の完了後」という書き方にさせていただいております。

その下、271ページ目、自然との触れ合い活動の場でございます。こちら調査地点No. 2につきましては北野公園の出入口を予定しておりましたが、その北野公園の出入口をNo. 2-1として、そちらの公園に隣接するサイクリングコースをNo. 2-2と分けて、より詳細に調査する形に変更いたしました。

廃棄物では299ページや302、303ページのあたりになりますが、工事の施行中における廃棄物の排出量は、施工計画の具体化に伴い、既存資料の種類別発生原単位を用いる方法から、施工予定業者が固まりましたので、そちらが保有する類似事例の実績値等を用いる方法に変更いたしました。

以上、大変駆け足でございますが、評価書案の概要説明となります。

○片谷会長 ありがとうございます。

それでは、今事業者から説明していただきました評価書案の内容でございますが、これにつきまして委員の皆様から質問等の御発言をいただくことにいたします。

なお、この案件に関します具体的な審議につきましては、今後第一部会で審議を行っていただくこととなりますが、本日が最初の諮問でございますので、本日の段階では、今事業者さんから説明をしていただきました主に事業計画に関する内容でございますが、こちらに中心を据えまして質疑応答していただくような形で審議を進めたいと存じます。

特に第二部会に所属される委員の皆様にとりましては、答申案決定より前の最後の御意見を述べていただく機会となります。お気づきの点がありましたら本日御発言いただくようお願いしたいと存じます。

特に御発言いただく順番等を定めませんので、御質問などの御発言のある方は挙手をしただいて御発言いただくようお願いいたします

これはいつもの通りでございますが、御発言いただく際には最初に御担当いただいている環境影響項目と御自身のお名前をおっしゃってから御発言いただくようお願いいたします。

それでは、御発言を承ります。

廣江委員。

○廣江委員 丁寧な御説明をありがとうございます。第二部会で騒音・振動を担当していません廣江と申します。

関連車両や工事車両の予測の中で1点だけ伺っておきたいのが、この面する一番大きな道路は、たしか日野バイパスの延伸でもあったような気がするのですが、そちらもたしか今まだ工事中なのでしょうか。

○石井アセスメント担当課長 工事予定ではありますが、まだ着手等には至っておりません。

○廣江委員 今後の予定とかは。

○石井アセスメント担当課長 まだ先になる予定です。

○廣江委員 なるほど。そうすると、重なる可能性も出てくる。

○石井アセスメント担当課長 工事完了は重なるほど早くはない見込みです。

○廣江委員 そうですか。だとすると、今の予測の中で十分に検討されていると思いますので、一応念のために伺っておきました。

もう1つなのですが、建設工事の騒音の中で、南側に公園や建物のアパートなどがありますが、予測上は一応、地上1.2mですが、当然こちらは高い建物になり、仮囲いなどでは防げない部分もあるかと思いますが、そちらへの配慮等がありましたらお教えてください。

○片谷会長 では、事業者、お願いいたします。

○事業者 環境管理センターでございます。

御指摘のとおり、東側は川で、北側は他事業者でございますが、西側や南側には住宅も近接しているエリアということで、そちらの対策が必要と認識しておりまして、基本的には解体のときには防音パネルや防音シートで囲うといった対策をするほか、今回のアセス

では2階の高さ相当についても予測を行っておりまして、こちらは資料編に予測結果を記載させていただいております。

○廣江委員 ありがとうございます。

おそらくそちらの高さが高くなれば、レベルも上がるだろうと思いますので、当然工事は必要なものであって、十分な注意を払われると思いますが、周辺への配慮も、それから、関係者への周知もよろしくお願いいたします。

○片谷会長 ありがとうございます。

では、続きまして、羽染委員、お願いします。

○羽染委員 第二部会で廃棄物を担当しております羽染といいます。よろしくお願いします。丁寧な御説明をありがとうございます。

私から2点教えていただきたいのですが。

まず1点目は、23ページの緑化計画の最後の文章のところですが、「また、地域住民に親しまれている既存の高木（サクラ）を可能な限り残す計画とする。」という表現があって、先ほどの計画書の修正の上では、モンタージュでは桜を全部残すという説明があったのですが、いわゆる代替高木はやめて全部残すのか、それとも、伐採する木は何本かあるのか、また、その処理をどのように考えているのか、廃棄物量に関係してきますので教えていただければと思います。

2点目ですが、29ページの廃棄物処理計画のところ、一番下のほうにアスベスト建材を含むことが明らかであるので事前調査をやりますということなのですが、「明らかである」というのは、いわゆる建築図面とかの確認でそうしたのか、それとも、現地調査をある程度やってそう判断されたのか、その辺のところを教えていただきたい。

それから、最後の行にPCBに関して書いてあるのですが「保管はない」と書いてあるのですが、高濃度PCBの処理が、国のいわゆるJESCOがやっているPCB処理が終わってしまいますので、高濃度PCBの処理が残っていないかどうかですね。例えば機関車のコンデンサーとか、そういう大きいものは当然出されているのでしようけれども、小さいものとかも含めて高濃度がないかどうかはもう一度確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○片谷会長 では、御回答をお願いします。

○事業者 それでは、回答させていただきます。

まず、桜なのですが、景観の問題もありますし、なるだけ残したいと思っています。ただ、木が結構古いものもあるかと思しますので、これがそのままいいのかという安全性を考えて、どれを残すかを選定していきたいと考えております。

○片谷会長 すみません、今の御回答の中で「木が古い」という御発言があったのですが、1960年代からある工場の初期からずっと植えられている桜なのですか。

○事業者 申し訳ございません、1965年稼働を開始したのですが、その当時から全てあるのか、途中で植えたものがあるかまでは把握ができていない状況です。それもこれから木の状況を調べながら考えたいと思っている次第です。

○片谷会長 資料が残っていない。

○事業者 そうですね。いつ植えたかという資料が残っていないです。

○片谷会長 分かりました。可能な範囲で確認していただければいいかと思います。

○羽染委員 羽染ですが。

では、判断としてはまだ決まっていないということで、とりあえずモンタージュはいわゆる植栽、高木植栽は入れないで作ったけれども、その辺、切ったら基本的には代替木を植えていただきたいと思いますのですが、その辺の状況だという判断でよろしいでしょうか。

○事業者 そのとおり考えております。

○羽染委員 分かりました。

○事業者 2番目でアスベストの件ですが、アスベストは図面で確認しており、かつ目視でも確認して、大体の当たりをつけている状況です。ただ、解体前に専門の業者の方に専門的な調査はもちろんいたしますので、そこで詳細は確認する予定でおります。

○羽染委員 分かりました。

○事業者 PCBに関しましては、敷地内にあるものは全て適切に処理していると確認しております。かつてあったもの等は処理していると確認しております。

○羽染委員 残っていないということによろしいですね。

○事業者 はい。

○羽染委員 了解しました。

○片谷会長 ありがとうございます。

では、羽染委員は以上でよろしいですか。

○羽染委員 大丈夫です。

○片谷会長 では、ほかの御質問等の御発言を承ります。

宗方部会長、どうぞ。

○宗方部会長 第二部会で景観などを担当しております宗方と申します。説明ありがとうございます。

自分の専門とちょっと違うところを伺いたいのですが、17ページの施設の配置計画図などを拝見すると、かなり南側に広いスペースが残されております。ここはどのような使われ方をするかちょっと不思議に思いました。

第2工場のほうでは車両そのものを搬入して改修などをするということで、かなり大物を扱うところなのだと思ったのですが、そこに搬入されるものがここで何かしばらく置かれるとか、当然トレーラーの上に乗っかっていたりすると音の問題とかが出てくるかなと思ったのですが、この辺の使われ方について教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○事業者 こちらの広い部分ですが、まず、特に第2工場ですね、こちらは電車車両を丸ごと持ってきます。かなり大型のトレーラーになりますので、それが出たり入ったり転回する場所はかなり必要になってきます。

基本的にはこのぐらいの場所を取らないと車両の行き来がスムーズにいかないので、メインとしてはそういう場所で考えております。

○宗方部会長 そうすると、私の専門ではありませんが、音の問題は検討しなくていいのか。稼働後は全部屋内で行うから騒音測定は入れないとありましたが、ずっと外でたくさんトレーラーが行ったり来たりするという事は、それなりに音が発生するのかなと思ったのですが、問題ないかということ。

○事業者 そこまで大きい電車丸ごとというものは、本当に年間に3両とか、最大で4両とか、その程度ですので単純に量が少ないです。一回運んできて、それから数か月改造工事をして、あとは出るときにもう一回搬出するという形なので、常にそこまで大きいものが行ったり来たりすることはない状況です。

あと通常の台車、もっと小さめのもの、セミトレーラーといって、そこまで大きくないものも台車で運んだりしますが、ちょっと印象的な話になってしまいますが、常にそういうものが工場内に出たり入ったりするという状況の工場ではないという認識でおります。

○宗方部会長 ありがとうございます。理解しました。

○片谷会長 ありがとうございます。

宗方部会長は以上でよろしいですか。

○宗方部会長 はい。

○片谷会長 では、次の御質問を承りますので、次はどなたが挙手されておりましたでしょうか。

では保高委員。

○保高委員 御説明ありがとうございました。第二部会で土壤汚染を担当している保高と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

181ページぐらいのところ、土壤汚染に関してちゃんと調査していただけるということとありがとうございます。

今回、塗料をかなり使っていたということがありまして、前回土壤汚染、鉛も出ているということがございますので、今回土壤汚染の概況調査から始まると思いますが、その際に、有害物質の使用履歴に関しても少し幅広に取っていただいて、ジクロロメタンと今ふっ素ということが明確になってはいますが、塗料に関してということで幾つかの有害物質がありますので、そのあたりが既存に出ているということも含め取っていただければと思います。

あと土壤汚染対策に関して、最近、都の環境確保条例以外に、都のほうで持続可能な土壤汚染対策みたいなことの方針を少し示してはしまして、この3年ぐらいですかね。その中で土壤汚染対策における環境負荷をいかに下げるかとか、しっかり低濃度の管理をしていくみたいなことを示されておりますので、そのあたりもまた読んでいただいて、汚染が出た場合の対応をいただければと思います。

以上でございます。

○事業者 承知いたしました。

○片谷会長 今の御指摘はどちらかというところとアドバイスの御発言ですので、これは事業者が了解していただければそれでよろしいですね。

では、よろしくお願ひいたします。

横田委員。

○横田委員 ありがとうございます。第一部会での生態系などを担当しております横田と申します。

水循環と温室効果ガスで少し担当外ですがお伺いしたいと思ひましたのは、今回業務が最大で200%までの生産力増強ということで20ページの施設計画に記載がござはいますが、例えば22ページの地下水の揚水、井戸の揚水は増加が実質ないというお話ですが、排水量

に関して200%業務増強の影響はないのかというのが1つ目の質問です。

もう1つは、温室効果ガスが将来の削減量が、計画建築物が200%業務量増大した場合に対して比較をされているわけですが、実質的な温室効果ガスの削減策としては太陽光発電ということで、実質増加量に対して何かそういった削減の保全措置みたいなことが検討できないのかというあたりをお伺いできればと思いました。

以上です。

○事業者 まず、井戸の水の量ですが、現工場が一番井戸水を使っているのが従業員用のお風呂なのです。毎日仕事が終わった後にお風呂に入れるような厚生室を作っておりまして、その量がかなりメインを占めています。

それを、もうお風呂をやめます。シャワーも上水にしますので、そこが、確かに業務量は増えるのですが、その削減度合いが大きいので、ここで見るとそんなに増えてないという状況になっております。

○事業者 それから、温室効果ガスについてでございますが、太陽光を検討して載せるというところで、太陽光は今100kw程度を計画しております。それによって現在の事業所、2倍、200%とありますが、照明、空調がちょっと増えるというところですので、太陽光である部分その辺は賄っていけるのかなというところと。

あと、前回、昨年4月21日に審議会がありまして、そのときに委員の渡邊様からも熱利用の工夫というところで御意見をいただきました。それについて検討してまいりまして、1つは太陽熱の温水器の検討というものもありました。

これはソーラーパネルとして屋根に載せて、水管を温めて温水を利用するという方法ですが、これについては機械のほうの熱源機器の熱源ですね、連続した温水量と要求する熱量が足りないというところから、また、季節、天候に左右されて不安定なことから、整備機器の熱源には対応として向かないということが判明いたしました。

それから、電気式ヒーターの検討、これはボイラーも含めてですが、こちらも電気にて蒸気、温水を作り出すというところで、排気ガスが発生しませんのでクリーンな熱エネルギーというところで、熱源機器ですのでこちらも検討いたしましたが、逆に熱源を必要とする整備機械のほうに電気ヒーター、こちらを使ってしまいますと、逆に電気容量が増大してしまうということが判明いたしまして、結構進めていたのですが、それもちょっと断念することとなりました。

高効率ボイラー、こちらも本書に記載されておりますが、こちらをいろいろ調べていき

ますと、エコノマイザーという機器が付属しております。このエコノマイザーは何かと申しますと、燃焼した排熱によってボイラーへの給水、これを温水化することで高い熱効率を実現しております。

こちらは蒸気発生までに温水化した給水を使用しますので、短時間での燃焼で済むというところから、CO<sub>2</sub>抑制できる、結構貢献できるというところでもございました。もちろん蒸気が発生しますので、熱量や温水量、蒸気量、こちらは不足なく使用できるというところから、こちらを採用する方法で考えております。

ちなみに、カタログ値、自分でも計算もいたしました。高効率ボイラーのCO<sub>2</sub>排出量につきましては、効率から行きますと現行の蒸気ボイラーは86.8%ですが、導入予定の蒸気ボイラーは効率97%になります。ですので、ボイラー単体ですが、CO<sub>2</sub>排出量は10%削減できるという見込みでございますので、こちらを採用していきたいと思っております。

以上になります。

○横田委員　そういう詳細に御検討いただいているということで了解いたしました。

1点目の件でお伺いしたのは、工場用水の排水量自体が増えることがないのかというようなことでお伺いしたかったのですが、井戸水だけではなくて、使う工業用水の量というのはいかがなのでしょう。全て井戸で賄われているということですか。

○事業者　生産用の水は全て井戸です。

○横田委員　生産用の水も。

○事業者　はい。

○横田委員　すみません、ありがとうございます。誤解しておりました。

○片谷会長　横田委員は以上でよろしいですか。

○横田委員　はい。ありがとうございます。

○片谷会長　では、次の御質問等の御発言を承りますので、御発言のある方は挙手をお願いいたします。

飯泉委員、お願いいたします。

○飯泉委員　ありがとうございます。

18ページの図について教えていただきたいのですが、基礎底の最大が-3 mとあるのですが、これは杭の底が-3 mなのか、あるいは、建物の面的に広がっている底が-3 mなのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○事業者　基礎の絵が書いてあるところで、その一番下端が-3 mという意味です。

○飯泉委員 ありがとうございます。これは杭の打設深といいますか、一番深いところは何メートルぐらいになるのでしょうか。

○事業者 工場の検討を進める中で、もともとの計画書の段階では杭基礎で計画をしていましたが、現在は直接基礎で計画をしていまして、その基礎底が-3 mというような意味合いでございます。

○飯泉委員 分かりました。では、この図も差し替えられるという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 現在の18ページにお示しをしている基礎底最大GL約-3 mというのが現状の最終的な計画図でございます。

○飯泉委員 分かりました。基礎と杭の底の深さは一緒といいますか、杭を打たないということなのでしょうか。

○事業者 杭は不要な構造となっております。

○飯泉委員 杭がない状態が現在の計画の案ということでよろしいですね。

○事業者 おっしゃるとおりでございます。

○飯泉委員 はい。ありがとうございます。

○片谷会長 飯泉委員、以上でよろしいですか。

○飯泉委員 ちょっと図が、もし計画が変わったのであれば差し替えたほうがよいのかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○事業者 すみません、環境管理センターです。

ちょっと誤解があったようなので、補足をさせていただきます。

事業者が今杭と言っておりましたのは、計画書のときに20mぐらい縦に真っすぐ長い杭を打つ計画にしておりまして、それは今回取りやめたということでございます。

今回の評価書の18ページに示している図にあるのは、長い杭ではなくて、凸状の脚のようなものが今地面に埋まっていると思いますが、こういった基礎構造物は若干埋めまして、その上に建物を建てるという形でございますので、18ページの図はこれから修正にはなりません。

このとおりに凸状の脚が埋まって、その上に建物が載るという構造で、その凸状の脚が一番深いところで3 mまで埋まっているというような予定でございます。

○飯泉委員 ありがとうございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

では続きまして、水本委員、どうぞ。

○水本委員 今の質問に関連しまして、史跡・文化財を担当している水本です。

今回は史跡・文化財自体は対象としていないようなのですが、今のところで、下に凸状になっているところが深さ3mで、それ以外のところが少しかさ上げしても地面のGLマイナスで基礎がべったりあるようなのですが、この辺のところは埋蔵文化財の有無自体は、結果的には教育委員会におそらく照会されることは確実に発生すると思いますので、情報としては今この図面的には足りていない状態だと思いますが、べったりした基礎の部分というのはGLマイナス幾つとおっしゃられているのでしょうか。そこを確認させてください。

○事業者 文化財につきましては、八王子市のほうに確認しております。特に該当はないと聞いております。

ここのべったりした基礎の部分の高さは、すみません、今ここではっきり分からない状況です。申し訳ございません。

○水本委員 多分ちょっと誤解があるようなのですが、誤解というか。今行動されている行動自体は全く間違っていないといえますか。八王子市に御照会されたということで、それでおそらくイエス・ノー・アンサーで、今ここの土地が包蔵地に当たっていますか、当たっていませんかという、それは東京都に登録された遺跡として当たっていないというお答えをおそらく得ていると思いますが。

お調べになっているのでお分かりかと思いますが、保護法上は、工事の中で不時発見で見つかった場合には届出をして、おそらくそうすると遺跡で登録をされて、これだけの面積なので調査をされるといったようなことに、見つければなるということになるかと思えます。

その想定の中で、ちょっと今の数値がないとなかなか、今度は次の質問に対しては文化財サイドも答えようがないとなりかねないので、いずれかはこのデータ、しっかりしたものが欲しいのかなと思います。なので、もう少し計画がはっきりした段階では早めにこれは入れていただきたい数字だなと思います。

その上で、こちらも想定の中では、今回はアセスのほうでは項目に入れないということで動かれているので、それはそれで別に構わないですが、手続的にはもし見つければちゃんとやりますよということにされていたのですが、先ほど申し上げたように、その後不時発見となって工事期間中に予定外のラグが生じるといったようなことも覚悟されての今の

対応ということで理解して大丈夫なのですよ。そこだけ最後確認です。

○事業者 そのように考えております。

○水本委員 ありがとうございます。

それであればということなのですが、こういう場合に、先ほど南手のほうに少し空き地なども現状あるようですから、予測で試掘調査といいますか、確認調査を八王子市に入れていただくということも、手段としては可能であることは申し添えておきます。

日野市側にどうも大きい遺跡が広がっているようですので、浅川の今の河道のところは真っすぐ整備されたもののようですので、おそらく旧河道とか旧地形というのは大分違ったものであることが大いに予測されますので、そのあたりで不時発見の可能性はあるということだけコメントしておきます。よろしく申し上げます。

○事業者 承知いたしました。

○片谷会長 では、今の件は委員の御指摘を留意しながら対応していただくということでよろしいですね。

○水本委員 私からは大丈夫です。

○片谷会長 では、これは事業者にしっかり対応していただくということでお願いしたいと思います。

今日の段階では水本委員、以上でよろしいですか。

○水本委員 そうですね。日野市側の遺跡のデータを私も少し見ておきます。

○片谷会長 分かりました。では、それは後日お願いいたします。

続きまして、尾崎委員、どうぞ。

○尾崎委員 第一、第二部会で電波障害を担当しています尾崎と申します。よろしく申し上げます。

確認というか、やはり17ページと18ページ、19ページの件ですが、まず15ページのところに地球温暖化防止ということで再生可能エネルギーへの転換を促進するというところで第1工場の屋上に太陽光発電というか、ソーラーパネルを設置すると。完成イメージ図を見ると、19ページですかね、第1工場の屋上だけに設置されると。

先ほど事業者さんから、何か断念したという御説明が多分あったと思いますが、第1工場のほうでは台車とか車両とか冷房機等を運用していくと。第2工場では車両の改造とかをする。

だから、第1工場だけにソーラーパネルでいいのですかという確認と、第1工場のもの

と第2工場の電力量の使用の状態ですかね、バランスといいますか、全体のトータルの電力使用量という意味で、第1工場だけでよろしいのでしょうかという。独立して電力量というのは賄っているものなのですか。エネルギー計画という観点でお教えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○事業者 第1工場、こちらに太陽光を載せております。こちらは第2工場も第1工場も、第1工場からキュービクルを据えて、そちらから電源を送ります。太陽光もここで系統連携して使えますので、第1工場だけではなく、第2工場でも当然太陽光パネルが活きてくるということがございます。よろしいでしょうか。

○尾崎委員 そうすると、第2工場の屋上にもソーラーパネル設置したほうがいいのではないかと。系統連携になるというのは分かるのですが、より電力量というか、再生可能エネルギーに転換を促進していく、将来を見据えてという意味だとそのほうがいいのかなと。

周りというのは大きな建物が、そこまで高さが取れたものは13ページとか12ページを拝見するとそこまでないかなと。だから、景観とか日影といったものを考慮すると、結構太陽光パネルというか、電力量が賄えるのかなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○事業者 第2工場のほう、こちらに太陽光ということもあるのですが、今このイメージ図では私もどれぐらいの屋根の角度になるのかまで予測できておりませんが、実は南側に住宅があって、公園があって、その先に団地がちょっとありまして。ですので、ここに太陽光を載せて光の害、光害ですね、こちらのほうはまだ予測できておりませんので、それは作っておりません。

以上でございます。

○尾崎委員 ありがとうございます。景観という意味になっちゃうんですね。

○片谷会長 太陽光ですと反射光の問題は避けがたいのはあるかもしれませんが、そこは早い段階で検討していただくということをお願いしたいと思います。

それでは、水本委員は再度何か御質問ですか。

○水本委員 はい。この図で先ほども話題になっていたのですが、1点だけ質問させていただきます。

史跡・文化財の件から少しそれるのですが、こちらのイメージ図だと、ちょうど民家の前にあるのが正門といったような形になるのでしょうか。

先ほど長い車両はあまり搬入の頻度は少ないとおっしゃられたかと思いますが、車両の旋回のことであるとか、あるいは、工場の仕事先ほど来増えるといったようなお話も出

ましたので、民家の前の交通量というのは結果的に、それは従業員の車両台数とかは増えるということでの仕事が増えるということなのでしたか。

こちらはあまり関係なく、稼働は増えるが、今までとそんなに車両の台数は変わらないとか、そのような予測なのでしょうか。そこだけ確認をさせてください。

○事業者 環境管理センターでございます。

今の車両の件ですが、出入りの現況の車両の台数と将来の台数を30ページに整理させていただいております、結論から言いますと、現況では約大型車が15台出入りして、小型車が30台出入りするという実態でございますが、将来的には大型車が22台、小型車が20台程度出入りするという計画になっています。

これは先ほど冒頭でありました敷地の中に東京特殊車体株式会社という子会社がございますが、こちらが将来的には移転してそちらの台数が減りますので、京王重機整備株式会社の業務量としては最大200%ぐらいを見込んでおるのですが、差引きでほぼ同等の台数となっております。

○水本委員 ありがとうございます。小さい車でしたらすっと入れるのだらうと思いましたが、先ほどの関係性を整理していただいてよく分かりました。

大きいほうの車はあまり、大きいものを搬入するというは、回数は少ないですが、場所的にちょっとストレスなのかなと思われましたので聞いてみました。ありがとうございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

水本委員は以上でよろしいですか。

○水本委員 はい。ちょっと位置的には正直、自分の個人的な意見を申し上げると、正門の位置はここがベストなのかなとは思いますが、質問的には以上です。

○片谷会長 正門の位置に関して事業者から何か補足説明されることはありますか。

○事業者 正門の位置はこちらが適正ということで考えておりまして、出ていました副動線のほうが住宅地の近辺を、道が細いのですね、実は。それでこちらの日野バイパス側ですかね、将来そちらから入ってくるほうが、道幅が8 mありますので、こちらを大型車は通ってくるというところです。

通常においても、こちらの主動線側、こちらのほうは道幅6 m程度ですが、こちらのほうはあまり車としては通行していないというところが実態でございます。

以上です。

○水本委員 承知しました。御説明ありがとうございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

では、まだ御発言のない委員もいらっしゃいますので、ほかの御質問等の御発言のある委員がいらっしゃいましたら承りますが、いかがでしょうか。

特に新たな御発言を希望される方、ほかにまだ御発言があるとおっしゃる方はいらっしゃいますか。

あとは事務局に、今日欠席されている委員から何か御意見等の連絡は入っていますでしょうか。

○石井アセスメント担当課長 欠席の委員からお預かりしている意見は特にございません。

○片谷会長 ありがとうございます。

石井課長、本件の審議はあと何回できるのでしたか。

○石井アセスメント担当課長 本件は部会審議が4回審議の予定です。

○片谷会長 そうしますと、まだ今日より後に疑問点が生じた委員はまだ発言の機会があるという理解でよろしいですね。

○石井アセスメント担当課長 そうですね。部会審議はまだございます。

○片谷会長 部会に所属されている委員は発言の機会があるということですね。

○石井アセスメント担当課長 そのとおりです。

○片谷会長 では、第一部会の御所属の方はまだ時間的にかなり余裕があるようですので、第二部会御所属の委員は、もし何かありましたら今日御発言いただくほうが望ましいのですが、どなたか御発言を希望される方はいらっしゃいますか。

安立委員、どうぞ。

○安立委員 ありがとうございます。第二部会で生態系を担当しております安立です。

本当にささいなことですが、17ページに第1工場に屋上緑化のスペースが31㎡あるようなのですが、これは何のためなのか。24ページにあります工場立地法とか東京における自然と緑化の面積の法律を満たしているところに入らない31㎡の第1工場の屋上緑化は、一体何のためにあるのかということと、どのように運営されるのかということ、何を植えられるのか、もし決まっていたらお教えいただきたいと思います。

すみません、ささいなことですが、よろしくお願いします。

○片谷会長 ささいかどうかは御回答いただいてみないと分かりませんので、まず御回答いただきましょう。

○事業者 この31㎡の部分ですが、我々が聞いていますのは都の条例で、屋上に柵のあるよ

うなゾーンがあると緑を植えなければならないというものがあって、それで設計担当の者が今これを描いているという状況です。

どういう樹種を植えるかにつきましては、ちょっとまだそこまで具体的なものは決まっていない状況です。

○安立委員 分かりました。

24ページのいろいろな法律に基づく緑化面積の計算を見ていると、ソーラーパネルの面積も工場立地法に基づく緑地面積を満たすためのソーラーパネルの面積のように思えますし、先ほどの屋上緑化についても東京都における基準を満たすための面積のように思えまして、それぞれの基準を満たすための努力をいただいているという面では大変よいと思うのですが、どのように使うのか、本当にそれがただの数字にならないように、運営については十分御検討いただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○事業者 補足ですが、屋上緑化ですが、この工場は2階に事務所を作る予定です。従業員の食堂も作りますので、そこからちょうど緑が見えるような、従業員の憩いの場にもなると思っております。使い方としてはそのようなものを想定しております。

○安立委員 それでしたらとてもよいかと思えます。でも、植物が枯れそうな気がしますので、管理には重々御注意いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○片谷会長 今の御指摘は樹種の選定のようなところで対応されることになりますよね。

そこはしっかり検討して進めていただければと思います。

では、安立委員、今の御回答で御了解いただけますか。

○安立委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

あと第二部会御所属で、今日ぜひとも聞いておきたいということがある方がいらっしゃれば。

廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 廣江です。

これも特に周辺への環境影響という観点から全くずれる話ですが、周辺への影響は、建物内に音源が全てあるので影響はないということで、予測の対象になっていないのは十分理解しているので、そこは気にはしていません。

今、安立委員からもありましたように、この工場を運営する上で、屋内の音に対しての、環境アセスとは全く関係ないので私のコメントですが、この工場の中でどれくらいの音が鳴っているかは、私もこういう工場に入ったことがないのでよく分かりませんが、建設作業騒音をはじめ、いわゆる労災認定を騒音性難聴で認定を受けている業種の多くは、工場、事業場や建設作業で働いている方々で年間300人ぐらいがほとんど変わらない数で認定を受けているのが現状だと伺っています。

そういう意味で、屋内の音環境についてもぜひ御配慮いただきたい。すごい音が鳴るのであれば、当然御存じだと思いますが、暴露されていていいレベルというのは決まっておりますので、当然配慮されていると思いますが、その点も御注意いただければ。これは個人的なコメントです。

○事業者 承知いたしました。

○片谷会長 現況の工場でも音対策はされているという理解でよろしいですか。

○事業者 音自体が正直そんなに大きい音は出ない工場です。例えば大きい機械でいうと主に3つあります。

1つが油圧プレス。それは軸に車輪を押し込んではめるのですが、ゆっくり圧力で押ししていく感じなので、プレス機ではあるものの、そこで大きい音が出るということはないです。

もう1つが車輪旋盤といいまして、車輪と線路が接する部分、踏面を定期的に削るのですが、それも削る作業なので、どちらかというところシャリシャリ削っていくような感じなので、そこも大きな打撃音とかは出ないようなものです。

もう1つは大型の洗浄機がありますが、それも水の音とちょっと動くような音が出るだけで、工場内にあったとしても、従業員がそれで難聴になるとか、そういうレベルの音ではないと思っております。

○廣江委員 ありがとうございます。

私が気にしていたのはそういうプレス機もそうなのですが、当然工場ですから空調とかそういう機械とかが常に動いている場合もありますし、先ほどエネルギー効率、CO<sub>2</sub>を削減するために新しく入れられる機械からも、もしかすると出るかもしれないなと思わせてちょっとコメントさせていただきました。ありがとうございます。

○片谷会長 長年稼働してきている工場ですから、その辺のノウハウは十分お持ちであると想定したのですが、そういう理解でよろしいですか。

○事業者 はい、そうです。

○片谷会長 では、もう考慮はしてあるということのようですので、そのように理解いたしましょう。

あと御発言のある委員はいらっしゃいませんか。

(無し)

○片谷会長 ありがとうございます。

それでは、あとは部会での審議でもんでいただくということをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、第一部会の委員の方は今後いろいろまた審議事項が出てくると思いますので、御対応をよろしく願いいたします。

それでは、本件の事業者さんに対する質問等の御発言の場はここで閉じさせていただきたいと存じます。

事業者の皆様方は御多忙の中長時間御対応いただきましてありがとうございました。またこの後、部会での審議でいろいろお尋ねすると思いますので、御対応をよろしく願いいたします。

では、事業者の皆様は事務局が御案内いたしますので、御退室をよろしく願いいたします。

(事業者退室)

○片谷会長 では、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 事務局からです。本件に関してのスケジュールでございますが、評価書案の縦覧期間が1月7日から2月5日まで、都民等からの意見募集期間は2月20日までとなっております。

また、事業者による説明会が1月23日及び24日に実施されました。

評価書案につきましては、意見募集期間終了後に事業者から見解書が提出された後、部会審議となりますので、よろしく願いいたします。

○片谷会長 ありがとうございます。承知しました。

今事務局から説明がされましたとおり、この案件につきましては事業者から見解書が提出されたその後に部会審議ということですので、第一部会の委員の皆様はよろしく願いいたします。

では、続きまして、次第の4ですかね。あと受理報告の件が本日はございますので、事

務局から報告をお願いいたします

○石井アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。

お手元の資料4を御覧ください。

1月の受理報告は、環境影響評価調査計画書1件、事後調査報告書3件、変更届2件を受理しております。

区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

○片谷会長 ありがとうございます。

では、今の受理報告ですが、続きまして、「墨田清掃工場リニューアル事業」環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けるということに進めさせていただきます。

では、この案件につきまして事業者の方に御出席をいただきたいと存じます。

事業者の皆様方を御案内してください。

(事業者入室)

○片谷会長 皆様、既におそろいでしょうか。

それでは、本日の諮問案件の概要につきまして事業者の方から説明をいただくことにいたします。準備はよろしいですか。

それでは、説明される事業者の方は、冒頭でまず代表の方が自己紹介をしていただきまして、さらに併せて御出席いただいている出席者の方々についても、自己紹介でも結構ですし、代表の方が全員を紹介されるのでも結構です。その紹介の後に説明をお願いいたします。

どうぞお始めください。

○事業者 東京23区清掃一部事務組合建設部計画推進担当課長です。よろしく申し上げます。

○事業者 建設部計画推進課計画係長です。よろしく申し上げます。

○事業者 同じく計画係です。よろしく申し上げます。

○事業者 同じく計画係です。よろしく申し上げます。

○事業者 同じく計画係です。よろしく申し上げます。

○事業者 同じく計画係です。よろしく申し上げます。

○事業者 同じく計画係です。よろしく申し上げます。

○片谷会長 それでは、御説明を始めていただいて結構です。お願いいたします。

○事業者 それでは、「墨田清掃工場リニューアル事業」の環境影響評価調査計画書につい

て御説明をさせていただきます。

説明は黄緑色の調査計画書の冊子に沿って御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

まず、冊子の1ページをお開きください。

1. 事業者の名称は、東京23区清掃一部事務組合です。以降、略称で「当組合」とさせていただきます。

○事業者 当組合は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体です。中間処理とは、可燃ごみの焼却や不燃ごみ、粗大ごみの破碎選別等の処理になります。

ごみの収集、運搬は23区が実施し、埋立処分は東京都に委託しており、それぞれの役割分担の中で、当組合は東京都や23区と連携して清掃事業を進めております。

続きまして、2. 対象事業の名称は「墨田清掃工場リニューアル事業」、事業の種類は「廃棄物処理施設の変更」になります。

3. 対象事業所の内容の概略ですが、本事業は、東京都墨田区東墨田一丁目に位置する墨田清掃工場のリニューアルを行うものであります。リニューアル工事とは、既存工場の建築物を除く施設の設備、機器を原則として全て更新する工事でございます。

敷地面積は約18,211㎡。

プラント工事の工事期間は令和11年度から14年度とし、令和14年度に焼却炉の稼働を開始する予定です。

また、附属施設である飛灰処理設備棟建設工事の工事期間は令和14年度から令和15年度を予定しております。

処理能力は500 t 炉が1 炉の日量500 t としております。

主な建築物としまして、工場棟が鉄筋鉄骨コンクリート造りで、一部鉄筋コンクリート造りと鉄骨造りとし、高さが31mとなります。

煙突につきましては、外筒が鉄筋コンクリート造り、内筒がステンレス製で、高さが約150mとなります。

飛灰処理設備棟につきましては、鉄筋鉄骨コンクリート造りで、一部鉄骨造りとし、高さが約22mとなります。

続きまして、30ページを御覧ください。

5-1 事業計画の策定を御覧ください。

当組合は、平成12年4月の設立と同時に、一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。その後、平成18年1月、平成22年2月、平成27年2月及び令和3年2月に計画の改定を行い、令和4年2月及び令和5年3月に一般廃棄物処理基本計画の一部変更をいたしました。

本事業は、この一般廃棄物処理基本計画に基づき、墨田清掃工場のリニューアル工事を実施するものです。

その下の5-2地域住民との取組を御覧ください。

リニューアル事業を開始するに当たり、令和6年5月及び6月に地域住民に対する説明会を開催し、事業全体の概要について説明をいたしました。

その後、リニューアル計画の策定に関わる調査を実施し、令和7年3月に墨田清掃工場リニューアル計画素案を取りまとめ、地域住民の方々に対する住民説明会を行い、リニューアル計画についての御意見をいただきながら、令和7年9月に墨田清掃工場へリニューアル計画の策定に至っております。

リニューアル後の墨田清掃工場は、基本コンセプトを「歴史と環境が共存し、区民に寄り添う清掃工場」とし、基本方針として「区民の安全安心を守る清掃工場」、「伝統と最新性が融合した施設」、「ゼロカーボンを推進する施設」、「親しみ深く開かれた施設」を掲げ、区民に寄り添った清掃工場を目指してまいります。

続きまして、2ページへお戻りください。

4-1事業の目的でございます。

先ほど申し上げた一般廃棄物処理基本計画に基づき、安定的な全量処理体制を確保するため、墨田清掃工場は令和11年度からリニューアルすることといたしました。

清掃工場の施設規模は、熱回収設備等の大型化等により、敷地面積等を考慮して日量500tといたします。当組合の所管する23区全体のごみ処理計画に影響はございません。

次に3ページを御覧ください。

こちらは本事業の対象となる計画地を示した広域の図になります。図の中央、黒枠で示している部分が計画地でございます。

4ページを御覧ください。

こちらは航空写真でございます。計画地は旧中川の西側に位置しております。

8ページを御覧ください。

リニューアル工事後の施設計画図です。新設する飛灰処理設備棟への車両動線確保のため、廃材置場及び油庫を建替え、構内道路の一部を拡幅いたします。

13ページを御覧ください。

こちらが完成予想図でございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

こちらは既存工場とリニューアル後の工場の比較を示しております。既存工場の施設規模が1日600t処理できる焼却炉が1炉に対しまして、リニューアル後は1日に500tが処理できる焼却炉が1炉となります。

また、排ガス処理方式が乾式処理となるため、洗煙設備の設置を行いません。

煙突は鋼製の内筒からステンレス製の内筒となります。

15ページと16ページに建替え後の全体処理フロー図を記載しております。

ごみは焼却により衛生的に処理しますが、その過程で有害物質が発生をいたします。当組合の工場ではその対策として、まず焼却炉設備によりごみを800℃以上の高温で安定的に燃やすことでダイオキシン類の発生を抑えます。

次に、排ガス処理設備により、排ガス中の有害物質を除去いたします。有害物質を取り除いた排ガスは、煙突で約150mの高さから排出いたします。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は主灰と飛灰に分けられ、主灰は灰バンカー、飛灰は固化物バンカーにそれぞれ貯留され、搬出をされます。

19ページを御覧ください。

給排水計画になります。本事業における給水は上水といたします。また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽を経て、構内道路散水等に利用いたします。

21ページを御覧ください。

工事工程表を記載しております。リニューアル工事は令和11年度に着手し、工事期間は53か月を予定しております。

次に、7章の環境影響評価の項目について御説明をいたします。

なお、6章の地域状況につきましては、説明を割愛させていただきます。

153ページを御覧ください。

対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境要因を抽出し、地域の状況から把握した環境の地域特性との関係を検討することで、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、廃棄物及び温室効果ガスの8項目を選定しております。

影響の内容に応じまして、工事の施行中、そして工事の完了後について予測評価を行っ

ていまいます。

156ページを御覧ください。

それぞれ選定した理由について御説明をいたします。

大気汚染については、工事施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから、予測評価項目としております。

予測評価小項目は、建設機械及び工場車両の排ガスを考慮して、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質としております。

また、工事の完了後においても、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから、予測評価項目としました。

予測評価小項目は、施設の稼働については処理工程等を考慮して、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀とし、ごみ収集車両等の走行については、排出ガスを考慮して、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素としております。

続いて、悪臭につきまして、工事の完了後においては、施設の稼働によるごみバンカー等を発生源とする臭気の拡散により、周辺的生活環境への影響が考えられることから、予測評価項目としております。

なお、工事施行中については、臭気の発生源となるごみバンカーを工事前に清掃することから、臭気の拡散による生活環境への影響はないと考えております。このことから、工事施行中の悪臭については予測評価項目としておりません。

続きまして、157ページを御覧ください。

騒音・振動につきましては、大気汚染と同様に、工事施行中において建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから、予測評価項目としております。

工事完了後におきましては、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから、予測評価項目としております。

続いて、土壌汚染につきましては、工事施行中において、過去に汚染土壌の覆土処理を行った記録があることから、計画地内の土壌汚染については現況調査を行い、予測評価項目とします。

なお、本事業では、汚染土壌収容位置は掘削せず、植栽の入替えのみを行います。

工事の完了後におきましては、プラント設備を全て屋内に配置することに加え、焼却灰等の運搬では天蓋付き運搬車両等を使用するとともに、建築物の密閉空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはありません。

また、プラント排水や排ガスについても適切に処理いたしますので、工事完了後における土壌汚染の要因はないと考えることから、予測評価項目としておりません。

続きまして、158ページを御覧ください。

地盤につきましては、工事施行中においては、飛灰処理設備棟の建設における掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化と、それらに伴う地盤沈下による周辺への影響が考えられることから、予測評価項目としています。

また、工事完了後におきましては、地下構造物の存在により地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化と、それらに伴う地盤沈下による周辺への影響が考えられることから、予測評価項目としております。

水循環につきましては、工事の施行中においては、飛灰処理設備棟の建設における掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置に伴い、地下水の水位及び流況の変化、影響が考えられることから、予測評価項目としています。

また、工事の完了後におきましては、緑化面積が若干減少するものの、地表面流出量について変化の程度が少ないことが考えられますが、地下構造物の存在に伴い、地下水の水位及び流況への影響が考えられること等により、予測評価項目としています。

そのほか、廃棄物、温室効果ガスの選定理由につきましては、158ページにそれぞれ記載をしております。

続いて、159ページを御覧ください。

こちらは選定しなかった項目になります。選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財及び自然との触れ合い活動の場の9項目になります。

水質汚濁については、工事施行中に発生する排水は既存の汚水処理施設または仮設の汚水処理設備へ送り、凝集沈殿方式等により下水排除基準に適合するよう処理した後、下水道へ排出いたします。

また、周辺部の舗装面等に降った雨水については、工事の施行による水質汚濁の影響はないと考えるため、予測評価の項目とはしておりません。

工事の完了後につきましては、プラント排水は汚水処理設備において下水排除基準に適合するよう処理した後、下水道に放流をいたします。

構内道路はごみ収集車両等の汚れが付着している可能性があるため、降った雨水のうち

初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後は下水道へ放流いたします。また、屋根に降った雨水は雨水利用貯留槽に導いて、構内道路散水等に利用いたします。

主灰及び飛灰については、専用の灰搬出車両により排出されるため、一般環境に漏れ出ることはございません。

汚水処理設備及び灰処理設備とも密閉された室内で処理をすること、及び床面を防水構造等にすることで、地下に汚水が浸透するおそれがないため、排出主灰及び飛灰に起因する地下水汚染は発生をいたしません。

したがって、工事完了後の本事業による水質汚濁への影響はないと考えるため、予測評価の項目としておりません。

次に地形・地質になります。計画地及びその周辺に特異な地形・地質は存在しないことや、計画地は平坦な地形であり、法面または隣接する斜面地の安定性に影響を及ぼすような地域ではないことから、地形・地質への影響はないと考えるため、予測評価の項目としておりません。

その他選定しなかった項目の理由については、160ページと161ページに記載のとおりとなります。

次に、8章の調査等の手法について御説明いたします。

調査等の概要については調査計画書の162ページから167ページを御参照いただきたく存じます。

170ページを御覧ください。

こちらは環境大気質に関する調査地点です。黒丸の地点が環境大気質調査地点、黒三角のところが気象調査地点を示しております。

171ページを御覧ください。

こちらは道路沿道大気質及び交通量に関する調査地点です。黒丸で示したごみ収集車両等の走行が見込まれる地点を調査地点といたしました。計画地北側の調査地点②にて公定法と簡易法を実施しまして、環境大気質との相関を確認いたします。

175ページを御覧ください。

こちらは悪臭の調査地点です。

179ページを御覧ください。

こちらは一般環境騒音・振動の調査地点です。

180ページを御覧ください。

こちらは道路交通騒音・振動及び交通量調査地点です。こちらは大気汚染の道路沿道大気質と同一の地点でございます。

184ページを御覧ください。

こちらは土壌汚染の調査地点です。

187ページを御覧ください。

こちらは地盤の調査地点です。調査地点は、飛灰搬出設備等の南北方向に1地点ずつ、それから、地下水の下流に1地点といたしました。

190ページを御覧ください。

こちらは水循環の調査地点です。地盤の調査地点と同一の地点でございます。

御説明は以上となります。

○片谷会長 ありがとうございます。

この案件につきましては、環境影響評価調査計画書を第一部会で審議していただくことになっておりますが、この調査計画書についての部会審議は項目選定及び項目別審議に引き続いて総括審議の形となります。

次に開催される部会には事業者は出席されない予定になっておりますので、調査項目など事業者さんに対して確認しておかなければならない点がありましたら、今日質疑応答をしていただくようお願いいたします。

特に第二部会の委員の皆様はこの案件に関する審議に参加される機会は答申案決定前の最後の機会ということになりますので、お気づきの点がありましたら本日御発言いただくようお願いいたします。

それでは、御質問等の御発言のある方は挙手をお願いいたします。

保高委員、どうぞ。

○保高委員 御説明ありがとうございます。第二部会で土壌汚染を担当している保高と申します。よろしく申し上げます。

ちょっと先があるので、今日ここでコメントして退席させていただきます。

120ページに土壌汚染の過去の結果がございますが、こちらはかなり今の基準に入っていない物質等があったり、試験項目が大分違うという項目になってはいますが、かなり古い結果ということでよろしいのですか。ここに書いてある平成8年の結果ということでよろしいのですか。

○事業者 120ページの一番下に資料というのが書いていまして、昭和61年2月の資料とな

っております。

○保高委員 ありがとうございます。

それを踏まえて、184ページの土壌汚染の調査ということになるのですが、おそらく今回は土地の改変等がないので土壌汚染対策及び東京都環境確保条例にかからないという前提で、このような調査地点を設定されていると理解しました。

一方で、今回そこで調査地点が、183ページ見ますと「東京都土壌汚染対策指針に定める方法とする、ダイオキシン…」とありまして、現状の環境確保条例とか、もしくは土対法、最新のものではなく、過去のを参照に調査をされようとしているように見受けられます。

一般的にこのような場合に、現状の最新の法令にのっとりた上で調査地点、例えば184ページですと30mメッシュ内で1地点取れるところで取るという感じなのですが、5地点混合法であるとか、そういったものは今、環境確保条例とか土対法ではそういう方法になっていますので、できるポイント、できないポイントはあると思いますが、そういった方法にある程度準拠されたほうがよいのではないかと考えております。

これは法令上の縛りはないので、コメントです。

一方、今回の土壌対策をして、汚染をされた地点があつて、それは今現地で埋め戻しているということがあったということで理解しています。ただ、それがされたのがもう、昭和60年だから30年以上前ということなのですが、それが適切に、粘土層を上にかぶせているという状況なのですが、対策が継続されているかどうかの確認はこの機会にされておいたほうがいいのではないかと。

つまり、汚染土壌の層とクレイ層がちゃんと、今の土対法では50cm以上覆土をするというのがありますが、ちゃんと50cm以上対策されているかどうか、そういったことの確認をしていただくのがいいのではないかと思いました。

以上でございます。

○片谷会長 事業者、回答されることがありましたらお願いします。

○事業者 御意見ありがとうございます。こちらに関しましては、適切に調査は実施してまいりたいと考えております。

○保高委員 適切にというのは、そういうことも考慮していただけるということでよろしいですか。

○事業者 はい。

○保高委員 ありがとうございます。

○片谷会長 では、今御指摘のあった事項に沿って、しかるべき対応を取っていただくというところでお願いいたします。

では、次の御質問等の発言を承ります。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 第一部会で生態系を担当させていただいています横田と申します。

2点ほどお伺いしたいのですが。

今回の事業地の南側の敷地ですが、これはどのような土地で、将来的に何か現時点で利用の予定などが計画されているものがあるかということをお伺いしたいと思いました。

併せて、今回緑地部分の大きな改変は生じないということなのですが、煙突の内筒を更新するなど、工事用車両だけでなく、資材の仮置きとかヤードの部分などで緑地の改変等というのが生じないで工事というものができのかどうかということをお伺いしたいと思いました。それが1点です。

もう1点は、生物・生態系の134ページの記述ですが、最後に「なお、計画地内に注目すべき種の生育は確認されていない」と記載されていますが、一般に調査の対象におそらくなっていない状態で確認されていないと断言することはなかなか難しいのかなと思うので、アズマヒキガエルとかそういった注目種が、区の中で発見されているけれども、こういったところが調査対象になっていないという話ではないかと思うのですね。

ですので、確認されていないイコール生息していないと読み取れないような配慮をしていただけるとよろしいなと思いましたのと。

選定しなかった理由においても、「希少な生物が生息していない」であるとか「影響は生じない」と断言的な表現になっていますが、「いない」とか「全く生じない」というのがなかなか考えにくいというか、客観的な根拠が乏しいような表現になりやすいので、そういったところの表現は検討いただいたほうがいいのではないかと感じました。

2点目はコメントらしい発言でしたが、以上になります。

○事業者 御質問ありがとうございます。

まず、御質問のあった1点目の南側の土地ですが、こちらは東京都の土地になりまして、今野球場という広場になってございます。今後についてはこちらで分かりかねるのですが、おそらくその状態が続くであろうと考えております。

それから、緑地につきましては、工事を行うに際して、当然、一部緑地については一時

的に撤去とか移植をすることになると思います。重機を置く関係ですね。ただ、工事後は同じように植栽を戻したり新たに植えたりして、同じような景観を保てるように努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の生物・生態系の表現につきましては、御指摘いただいたとおり、表現のほうはまた検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○横田委員 ありがとうございます。

1点目の野球場ですが、例えば子供たちが利用する頻度であるとか、そういった環境利用の状況というのを調べるようなことをしなくて大丈夫なのでしょうか。追加でお伺いさせていただきます。

○事業者 すみません、こちらの土地に関しては、我々当組合の土地でもないというのと、工事としまして建物がそのまま大きく壊して建て直すとかそういうことで、今回はリニューアルということで、そういう工事を計画しておりますので、特段そのあたりは調査する予定とはしておりません。

○横田委員 大きな影響は見込まれないということだと思いますが、何かそういった根拠になるような情報があるとよろしいかなと思いましたが、リプレースというものの影響がいまいちクリアではない部分を感じられましたもので、「影響がない」という表現の中に影響がもしあるとしたらどういったものがあり得るのかということが分かりにくかったように感じました。そういったところ、記載の具体的な内容をお伺いさせていただきました。ありがとうございました。

○片谷会長 それでは、ほかに御発言のある委員は挙手をしていただけますか。

水本委員、どうぞ。

○水本委員 私のほうも項目選定に入っていなかったのですが、自分の専門の史跡・文化財とほかのところも含めて3つばかりお願いしたいと思います。

まず1つは、ちょっと理由は書いてあったかと思いますが、いま一度説明、600tの処理能力を今回は事情があって500tにするということだったのですが、全体計画の中で、このポイントには少し外れてしまうのですが、ごみ処理の全体計画の中で今までやっていた100t分の処理能力というのは大丈夫な計画ということで、その辺を確認したかったのが1つと、

もう1つは、墨田区というのは北半分が古い土地で南半分が新しい土地になっているの

ですが、基本的には低地で、この辺はハザードマップを見ると浸水が多分1 mぐらいになってしまうような範囲だと思うのですが、計画の事業で断面図を表示いただきましたが、その辺というのは1 mの浸水想定というようなことでのリニューアル計画ということなのでしょうか。「これを機に」みたいな部分もありますので、その辺だけ、少し史跡・文化財と外れますが、気になっております。

3点目が私の専門である史跡・文化財ですが、このあたり、つまり墨田区の北側の三角部分のあたりというのが少し古い土地になりまして、現状で墨田区のほうで埋蔵文化財の指定している範囲というのは江戸遺跡が主なのですが、後から江戸の内側から来た新しい居住地というところが指定になっているのですが、そんなに古い地面というので、一応遺跡はある可能性もありますので、そのあたり重々、確認ですが、もしも出てきた場合には御対応いただけるということで、ここは確認でよろしかったでしょうかという3点目はその確認ということです。

3つお願いします。

○事業者 御質問ありがとうございます。今回、墨田清掃工場、今600 tの焼却炉があるのですが、こちらを500 tにするということで、焼却設備の中でボイラーなどの熱回収設備があるのですが、これが大型化するということで、今の工場の建物をそのまま再使用しますので、その中に設備を納めるということで、焼却規模が100 t小さくなるというのが今回の内容でございます。

ごみ処理の全体計画ですが、我々当組合は23区全体で広域で事業を行っておりますので、そのあたりの処理量に影響することはございませんというのが1点目です。

それから、2点目、浸水対策の話をされていたのですが、今回リニューアルということで、墨田清掃工場がある土地は墨田区のハザードマップによりますと1 mから3 mの浸水が想定される地域ということになってございます。今回リニューアル工事に際しましては、建物を例えば新しく建て直すのですと地盤等を盛り土してかさ上げ等できるのですが、今回はそういうのがかないませんので、設備等、例えば止水シャッターとか止水板、そういったもので止水対策を行うように計画をしております。

それから、3点目の史跡・文化財の件に関しましては、今回、掘削を伴う工事というのが、先ほど御説明させていただいた飛灰処理設備棟のごく一部になります。ですから、その土地というのが以前は別の洗車棟というものが建っておりまして、一度平成18年より前に掘削をした実績がございます。

ですから、史跡・文化財があるというようなことはございませんが、もし出てきた場合は、その対応については適切に対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○水本委員 答えありがとうございます。状況をよく理解しました。

2点目については、よく地下が浸水してしまって電源がとか、いろいろ意味で、細かいところでもし何かできることがあればというふうに、これはちょっとコメント的というふうに思っております。特に今の御計画でと思うのですが。

3点目ですが、こちらの土地で遺跡というのと、例えば建物が出たりとか、縄文の住居が出たりとか、そんなイメージを持っておられる方が多くて、これも間違いはないですが、この辺というのは、江東、墨田のあたりというのは家康が入ってきた後に開発されていった土地ですので、その辺で埋め土そのものが歴史的に結構重要な意味を持っています。

そのあたりで、もしピンポイントでも知ることができる機会があれば、実は東京都の都市の基盤となっている地層を知るという意味では非常に重要な意味を持っていますので、何がしかの対応はもしあれば取られるというようなことで理解しましたので、今後ともよろしく願いいたします。

ぜひ墨田区のほうには一応お声掛け、教育委員会にお声掛けさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○片谷会長 今の委員の御発言は、出てきた場合はという話ですよ。

○水本委員 そうですね。計画段階では必ず一旦役所に行かれて、工事計画ともに、地下にそういうものが存在するかという確認はされると思うので、そのタイミングでもと思っております。

○片谷会長 そういったことは御経験のある方が組織の中にいらっしゃいますよね。

○事業者 そうですね。いますので適切に対応させていただきます。

○片谷会長 そういう方にしっかり対応していただくという形で申し上げます。

○事業者 はい、分かりました。ありがとうございます。

○片谷会長 では、水本委員は以上でよろしいですか。

○水本委員 はい、大丈夫です。

○片谷会長 ほかに御発言のある方はいらっしゃいますか。挙手はされてないですね。

廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 第二部会で騒音・振動を担当しております廣江と申します。

今お話を伺っていますと、建屋は残して、中のものを全てリニューアルする。煙突も外見は残して内筒を鋼からステンレスに変えるということなのですが、敷地がすごく限られていまして、建物いっぱいいなのですが、上から天井に穴を開けてそこから物を取り出すみたいな雰囲気なのでしょうか。そこら辺がちょっと見えなくて、騒音・振動として十分な対策が取れるのかどうかが見えないのが1点と、

それから、先ほど横田委員からもありましたように、そういう工事を行うときにやはり周辺への影響を考える場合に、先ほどありましたように、南側のところにはスポーツセンター、健康センター、それからソフトボール場、川沿いのほうには、資材置き場にも見えるようなものが存在するのですが、それらの使用される方への影響というのはどうしても考えざるを得ないと思うのですね。それにやはり必要な資料は集めていただきたいのと、それから、解体工事のイメージを今持たれているのであれば、それを簡単に教えていただけないでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。解体につきましては、今我々で想定している解体なのですが、やはり屋根に一部穴を開けて、重機で中の物を取り出す、それから搬入する。それと、側面ですね、これもどこか開けないと設備等を出し入れできませんので、そのあたりはしたいのですが、一応必要最低限の大きさと考えております。

あと周辺に対する配慮ということで、当然、工事をしますよというのは住民説明会もしていますし、これからも当然評価書案説明会、それから、リニューアルの工事説明会ということで段階を経て、段階ごとにきちんと周辺住民の方には工事の進捗を含めて御説明はしていくこととなります。

○廣江委員 ありがとうございます。

やはり工事、天井に穴を開けると同時に、側面もとなると、それが南側に開けるのか北側に開けるのかによっても、当然、物の出し入れなので、周辺の環境も考えつつ、でもそこから開けないと出せないものもあるでしょうから、その両方をやはり考えなければいけないという意味では、今計画の段階ですから細かいところは詰められていないと思いますが、詰める段階で、ではこちらに開けるとするとどういう影響があるのかというのを評価するためには、周辺の状況を知ることが非常に大事だと思いますので、ぜひしていただきたいと思います。

あと1点だけですが、ここを走る車両というのは、現行走っている車両がそのまま利用されるのでしょうか。これはいわゆるごみ収集や飛灰の運搬車両です。

○事業者 御質問ありがとうございます。先ほどの工事の範囲につきましては、まだ実は事業者を選定している段階でございまして、これから事業者選定手続をしていくのですが、当然工法等が決まっていまいりましたら、その辺の影響については考慮した上で検討していきたいと考えております。

それから、ごみ収集車両等の走行につきましては、現工場と基本的に動線的には同じ。

○廣江委員 車両は？

○事業者 車両も同じになります。同じ車両が通るということになります。

以上でございます。

○廣江委員 分かりました。ということは、車両の台数等の予測もそうですし、現行の交通量に対してどれくらいの関係車両が走っているかという現状調査も、そういう意味では重要ということになってくるかと思っておりますので、その点もよろしくお願いします。

○事業者 ありがとうございます。そのあたり適切に調査等は実施してまいりたいと思います。

以上です。

○片谷会長 宗方部会長、どうぞ。

○宗方部会長 御説明ありがとうございます。第二部会で景観など担当している宗方と申し上げます。

今回、調査項目の中に景観が入っていないと。ボリュームが全く変わらなくて中身だけのリニューアルであるからという御説明でした。それは別にいいのですが。ということでちょっと確認ですが。

12ページ、13ページの図面とかのイメージを見ると、現状のものと同じものだとということで、既に現状もかなりユニークなデザインなので、地域の景観資源としては大切なものになっていると思いますが、外皮は全く今のまま、皮はそのままと意味なのかということであればもちろんいいですね。

ちょっとこの12ページと13ページを見ていると、屋根の形状が変わっているのです。こちらは屋根がこういうふうになだらかに波打っていますが、13ページの図は計画段階のイメージであるという中には、屋根にのこぎり屋根みたいな、採光のための頂側窓みたいなものがかかっているように見えるのですね。そういった意味で、全く外皮が変わっていないのかということと、この図の違いが何なのかということをお説明いただければと思います。お願いします。

○事業者 御質問ありがとうございます。工場棟の外壁面につきましては、現工場と全く同じ扱いになります。

それから、今御指摘いただいた12ページ目と13ページ目の写真ですが、ごめんなさい、これは写真の表現がおかしいというか、ちょっと浮き出ていますが、現状と何ら手を加えらるとか、そういったことはございません。同じものになります。

○宗方部会長 私現地を見たことがなかったのでどっちが正しいか分かりませんが、現状と変わらないということですね。

○事業者 正しいのは、正しいというか、見え方としては、12ページのように工場の遠目から見るとこのような形には見えます。

○宗方部会長 そうすると、13ページのCGが何かしでかしたということですね。

○事業者 ちょっと表現がこういうふうに。

○宗方部会長 墨田区ですから、工場のイメージということで、何かのこぎり屋根ですね、昔の、そういう意匠的なものを何か加えるとなると、ちょっと形状が変わってくるとか、大した大きさではないかもしれませんが、全く変わっていないというのは語弊があるなど思ったのですね。

○事業者 ありがとうございます。この表現については以後気をつけたいと思います。

○宗方部会長 お願いいたします。結構です。

○片谷会長 ありがとうございます

ほかに御発言のある委員はいらっしゃいますか。

山下部会長、どうぞ。

○山下部会長 山下でございます。丁寧な御説明をありがとうございます。

本日、計画書については事業者の方が出席されるのは今回ということですので、質問というより、確認のみさせていただきます。

やはり清掃工場のリプレース工事、各地で次々行われているということで、申すまでもないことですが、周辺住民の方、あるいは、周辺環境への暴露という点については、常に御懸念等が寄せられるところでもございます。

計画書22ページ、解体工事については既に、外筒の補修に当たってアスベスト及び粉じん飛散防止のうえ作業を行われること、また、ダイオキシン類における汚染防止対策要綱に従い、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態等を確認し、ダイオキシン類等の測定を実施すると記載されています。

今後の手続においても、この点をぜひ御確認いただき、必要な場合には周辺住民等説明会においても十分な情報の周知等に努めていただきたいと思いますので、念のため確認させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事業者 御指摘ありがとうございます。今御指摘いただきましたアスベスト等については、工場棟の外壁に一部使用されているというのも確認できていますので、そこを工事するには法令に基づいて適切に対応を取っていききたいというのと、ダイオキシン類に関しましても同じく法令にのっとって適切に対応して工事のほうを住民等に説明しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○片谷会長 ありがとうございます。

やはり住民の方々から見れば一番気になる部分でもありますので、ぜひその辺はしっかりとコントロールしていただいて、問題が広がらないように抑えていただくようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

山下部会長は以上でよろしいですか。

○山下部会長 結構でございます。ありがとうございます。

○片谷会長 それでは、一通り挙手のあった方は御発言にいただきましたが。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 1点だけ簡単な質問ですが、煙突の内筒をリニューアルする作業というのはどういう作業になるのかということだけ教えていただけますか。

○事業者 外筒をそのまま壊しませんので、中の筒ですね。おそらく、まだ業者が決まっていないので工法は、過去の建替事業の例で行きますと、だるま落としの感じですかね、下で内筒、円周をカットして抜いて落として、またカットして抜いて落としてということで少しずつ下げていくというのが過去建替工事の際の解体で見られた例になります。

○横田委員 そうすると、煙突を囲むように足場が組まれるというか、土台ができるという形になるのでしょうか。

○事業者 はい。当然、煙突の周りに土台を作って、養生した上で解体するということになります。

○横田委員 分かりました。ありがとうございます。

○片谷会長 ありがとうございます

一通り挙手のあった方の御発言は伺いましたので、審議はこのあたりまでかと思いますが、よろしいでしょうか。

この後、部会の審議がありますので、必要な事項はそこで進めていただくようお願いいたします。

それでは、本日の質疑応答はここまでとさせていただきます。

石井課長、欠席の方の意見は預かっていらっしゃるのですか。

○石井アセスメント担当課長 欠席の方からも御意見等は伺っておりません。

○片谷会長 分かりました。ありがとうございます。

では、あとは部会審議に委ねるということで、事業者の皆様にはいろいろまた質問させていただくこともあるかと思いますが、よろしく御対応をお願いいたします。

では、審議はここまでといたしますので、事業者の皆様方、ありがとうございます。今から事務局が御案内しますので、順次御退出をお願いいたします。

(事業者退室)

○片谷会長 では、事務局から連絡事項をお願いします。

○石井アセスメント担当課長 先ほど概要説明がありました「墨田清掃工場リニューアル事業」につきましては、答申案の作成に当たり第一部会の委員の皆様に関係する意見照会を電子メールにてお送りさせていただいております。

2月2日まで評価項目の選定などについて御意見をお伺いしておりますので、第一部会の委員の皆様におかれましては御意見をお寄せいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、受理報告を続けます。

12月の受理報告に係る助言事項、事業者回答はありませんでした。

また、1月の準備報告に係る助言事項もありませんでした。

以上となります。

○片谷会長 では、受理報告については以上で終了ということでよろしいですね。

では、ほかにこの審議会でぜひ発言しておきたい事項があるという方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

(無し)

○片谷会長 では、審議は終了ですので、傍聴人の方は退室をお願いいたします。退出ボタンを押して順次退室をしてください。

(傍聴人退室)

(午後 0 時 50 分 閉会)